

令和7年度愛媛県パラアスリート支援費補助金事業実施要領

(目的)

第1条

令和7年度愛媛県パラアスリート支援費補助金事業(以下「事業」という。)は、パラリンピック競技大会及びデフリンピック競技大会への出場の可能性を秘めた、本県パラアスリートに対し予算の範囲内で、令和7年度愛媛県パラアスリート支援費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、パリパラリンピック及びデフリンピック出場を目指す本県パラアスリートの支援を重点的に行うとともに、次の世代のパラアスリートの育成、及び支援並びに競技力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条

補助金の交付対象者は、県内に在住・在勤・在学又は、県外に在住している場合は県内の中学校等を卒業しているパリパラリンピック競技大会及びデフリンピック競技大会の正式競技の選手のうち、申請のあった次の各号のいずれかに該当する者のうちから、愛媛県障がい者スポーツ協会会長(以下「会長」という。)が設置する、愛媛県パラアスリート支援選手選考委員会(以下「選考会」という。)において、選出された者とする。

(1) トップパラアスリート区分

(①、②のいずれかに該当する者)

- ① ブラジルデフリンピックにおいて、日本代表として選出された者
- ② 東京デフリンピックにおいて、日本代表として内定した者

(2) パラアスリート区分

(①～④のいずれかに該当する者)

- ① 過去3か年度(2022. 4. 1～2025. 3. 31)に各競技における日本代表及び日本代表候補(年代別・カテゴリー別を含む)として選出されている者
- ② 過去3か年度(2022. 4. 1～2025. 3. 31)に国際競技大会又は全国大会において8位以内の入賞者
- ③ 過去3か年度(2022. 4. 1～2025. 3. 31)に国内主要大会の標準記録等の突破または全国大会8位入賞相当の成績を収めた者
- ④ 競技に対する意欲や素質があり、今後の成長の可能性が高い選手で、競技団体から推薦があった者

(3) ジュニアパラアスリート区分

(①～④のすべてに該当する者)

- ① 令和7年における各競技団体(連盟)の登録者
- ② 令和7年度において、中学1年から高校3年の学年に該当する者
- ③ 各競技団体が主催する競技会に出場した実績があり、全国障害者スポーツ大会の3位入賞レベルの記録を出した者
- ④ 競技に対する意欲や素質があり、今後の成長の可能性が高い選手で、競技団体から推薦があった者

(補助対象経費)

第3条

補助対象経費は、別表に掲げる経費とする。

(補助対象期間)

第4条

補助対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(補助額)

第5条

補助金の交付額は、第3条の補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に10分の10を乗じて得た額とし、補助対象者1人当たりトップパラアスリート区分は500千円、パラアスリート区分は200千円、ジュニアパラアスリート区分は100千円を上限とする。

(交付申請)

第6条

補助金の交付を希望する者は、補助金交付申請書(様式第1号)、前年度実績報告書(様式第2号)、事業実施計画書(様式第3号)、活動経費見積書(様式第4号)等に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、別に定める期日までに愛媛県障がい者スポーツ協会会長(以下「会長」という。)あてに提出するものとする。

(審査及び選考並びに補助対象者の決定)

第7条

会長は、第6条の規定により申請のあった者について、「愛媛県パラアスリート支援選手選考委員会(以下「選考委員会」という。)」を開催し、審査及び選考を行い、その結果をもとに補助対象者を決定する。

- 2 会長は、補助対象者を決定したときは、速やかに選考結果を申請者に通知し、補助対象者に対しては認定書を交付する。

(補助金の交付条件)

第8条

会長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに障がい者スポーツ協会に報告してその指示を受けるべきこと。
- (3) その他、事業の遂行上、会長が必要と認めて指示した事項を遵守すべきこと。

(補助事業の変更承認申請)

第9条

補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をし、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の重要な内容の変更をしようとするとき
- (2) 補助金額の変更をしようとするとき

(実績報告)

第10条

補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第6号）、収支決算書（様式6-1）、及び補助金額精算払請求書（様式第7号）、関係書類（振込口座依頼書、支出額に関する領収書等）を添えて、会長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第11条

- 1 会長は、前条の書類の提出を受け、その内容を審査の上、補助金を精算払する。
- 2 補助事業の実施上必要があると認めたときは、補助金の1/2を上限として概算払いすることがある。補助対象者は、概算払いの交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式8号）に関係書類を添えて会長に提出するものとする。

(その他注意事項)

第12条

補助事業の実施に当たり留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請書類などは返却しない。
- (2) 申請に要する郵送等の書類は、申請者の負担とする。
- (3) 補助対象者に認定された者は、県ホームページ、報道等で氏名等が公表される。
- (4) 申請のために記載された個人情報については、愛媛県個人情報保護条例の例により適切に管理し、当事業に関わる目的にのみ使用する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合には、決定を取り消すことがある。

別表（第3条関係）

	トップパラアスリート区分
基 準 額	1, 000, 000円 事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金（トップパラアスリートに対し、1人当たり500, 000円を限度として、次に掲げる経費を対象として交付するものに限る。）
補 助 率	10/10
対 象 経 費	(1) 旅費・宿泊費 国際競技大会又は国内主要大会への出場や遠征、合宿等（以下「国際大会等」という。）に参加するための経費（選手に帯同するコーチ、介助者に係る経費を含む。） (2) 参加料（保険料含む。）及び負担金 国際大会等へ参加するために必要な経費（施設使用料等を含む。） (3) 備品購入費 競技用補装具及び競技に必要な用具の購入に係る経費 (4) 医科学サポート費 運動能力測定、トレーニング指導、栄養サポート、メンタルサポート等に係る経費（指導者等への謝金については事前に協会が承認した場合を対象とする。）

	パラアスリート区分
基 準 額	2, 400, 000円 事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金（パラアスリートに対し、1人当たり200, 000円を限度として、次に掲げる経費を対象として交付するものに限る。）
補 助 率	10/10
対 象 経 費	(1) 旅費・宿泊費 地域大会等のスポーツの競技会への出場や遠征、合宿等（以下「国内大会等」という。）に参加するための経費（選手に帯同するコーチ、介助者に係る経費を含む。） (2) 参加料（保険料含む。）及び負担金 国内大会等へ参加するために必要な経費（施設使用料等を含む。） (3) 備品購入費 競技用補装具及び競技に必要な用具の購入に係る経費（指導者等への謝金については事前に協会が承認した場合を対象とする。）
	ジュニアパラアスリート区分
基 準 額	300, 000円 事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金（ジュニアパラアスリートに対し、1人当たり100, 000円を限度として、次に掲げる経費を対象として交付するものに限る。）
補 助 率	10/10
対 象 経 費	(1) 旅費・宿泊費 地域大会等のスポーツの競技会への出場や遠征、合宿等（以下「国内大会等」という。）に参加するための経費（選手に帯同するコーチ、介助者に係る経費を含む。） (2) 参加料（保険料含む。）及び負担金 国内大会等へ参加するために必要な経費（施設使用料等を含む。） (3) 備品購入費 競技用補装具及び競技に必要な用具の購入に係る経費（指導者等への謝金については事前に協会が承認した場合を対象とする。）